

# 香川大学地域連携・生涯学習センターにおける社会教育主事養成の現状と課題 社会教育主事資格保持者の養成と活用をめぐって

大村 隆史

はじめに

- I. 香川大学における社会教育主事講習の概要と成果
  - II. 社会教育主事資格と公民館／コミュニティセンター
  - III. 社会教育主事資格の活用
- おわりに

## はじめに

社会教育主事は、都道府県又は市町村の教育委員会に属し、地域の文化やスポーツ、運動、地域づくりなどに関する諸活動の条件整備に携わる教育専門職の一つである。その職務には、社会教育関係団体等の社会教育を行う者に助言と指導をしたり、学校が地域と協力して教育活動を行う際に助言をしたりする役割が記されている（社会教育法 第九条の三）。

社会教育主事の資格を取得するには、大学で社会教育に関する科目を24単位修得する場合と、文部科学省の委嘱により行われる社会教育主事講習で9単位を修得する場合の二通りがある。近年では、これら二通りの社会教育主事養成の見直しが図られ、2020年度4月から、科目の新設や講習時間数の削減、修了者に「社会教育士」の称号を付与することなど、いくつかの改正がなされる。また、この改正で重視されている能力には、「多様な主体と連携・協働し、学習者の多様な特性に応じて学習支援を行い、学習者の地域社会への参画意欲を喚起して、学習者の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげていくことができる実践的な能力」<sup>1)</sup>とあるように、社会教育の専門家としてだけでなく、地域学校協働活動を視野に入れた能力が期待されている。

そんななか香川大学では、「学校教員や保育士以外の教育に関わる資格取得につながる特別コース」の一つとして教育学部に設置されていた「社会教育主事コース」が2018年には廃止され、2018年度以降の入学者は「社会教育主事コース」を履修することができなくなった。これによって、香川大学における社会教育主事養成の手段としては社会教育主事講習が残るのみとなった。また、香川大学の「社会教育主事コース」が廃止されたことで、四国四県にある国公立大学のうち教育課程として「社会教育に関する科目」が開設されている大学は0となった。

香川県をはじめ四国四県における社会教育主事養成の機会が減少している現状を踏まえると、香川大学における社会教育主事講習のあり方の検討は急務といえる。例えば、2015年度に実施された社会教育主事講習の受講者を対象におこなった実証研究がある<sup>2)</sup>。ここでは、2015年度の実証研究の成果と課題について、講習の内容や受講環境、日程など複数の観点から丁寧に分析がなされている。こうした単年度ごとの振り返りに加えて、経年的な視点から変化をとらえていくことで社会教育主事講習の姿を立体的

に捉えて検討していくことができると考えられる。

そこで本稿では、地域連携・生涯学習センター（以下「センター」とする）が1979年度から2019年度までの計11回実施してきた社会教育主事講習の受講者の人数と属性の推移を整理し、センターが四国四県における社会教育主事養成機関として担ってきた役割を明らかにする。そのうえで、社会教育主事の発令と活用をめぐる論考や事例について整理し、課題の所在を明らかにしていく。

## I. 香川大学における社会教育主事講習の概要と成果

四国地区の社会教育主事講習は、地区内の国立大学が輪番で委嘱を受けており、現在は鳴門教育大学、愛媛大学、高知大学及び香川大学の4大学が主な担当大学となっている。当初、香川大学では教育学部を拠点として社会教育主事講習を実施していたが、1978年に大学教育開放センター（現地域連携・生涯学習センター）が創設されて以降は、センターが中心となって実施している。具体的には、1979年、1983年、1986年、1991年、1995年、1999年、2003年、2007年、2011年、2015年、2019年の各年度で、計11回の実施に至っている。受講者については、四国四県のほかに山陽地方や近畿地方などからも応募があり、2019年度時点までに当センターが輩出した資格取得者は646名を数える<sup>3)</sup>。

都道府県の教育委員会において社会教育主事が「必置」となったのは、社会教育法が改正された1951年のことだった。また、市町村の教育委員会においても1959年の改正以降、社会教育主事が「必置」とされた<sup>4)</sup>。こうしたなかでセンターは、香川県及びその周辺地域の教育委員会の体制づくりという側面において、学校と地域との教育事業に幅広く携わる専門職を養成する役割を担ってきた。

これまでにセンターが実施してきた社会教育主事講習の募集定員、受講者数の推移については以下の通りである。まず、社会教育主事講習の受講者数の推移をみると、1979年度は2019年度の3倍以上の101名の参加があった（図1）。当時は専任の社会教育主事に加え、派遣社会教育主事<sup>5)</sup>の登用が盛んだったこともあり、現在と比べるとかなり大規模な事業であったことがうかがえる。その後の受講者数は、80名前後を保ちつつ、2003年以降は大きく減少していく。この減少傾向を単純に「自治体において社会教育の専門家を養成することの需要が減少した」と読み取ることは早計である。



図1：センターにおける社会教育主事講習の募集定員と受講者数の推移  
（香川大学が開催した社会教育主事講習に関する事務局資料等を参考に筆者作成）

この減少傾向の背景には、派遣社会教育主事制度の財政的措置が一般財源化したことと、全国的に進め

られた「平成の大合併」の動きが直接的に関わっていると考えられる。

一点目については、派遣社会教育主事制度の財源であった「社会教育指導事業交付金」が1997年度限りで廃止され、1998年度以降は一般財源に組み込まれる形となったことを指している。これによって、派遣社会教育主事制度の継続が困難な都道府県については、派遣社会教育主事を引き上げさせるという判断をとらざるを得ず、こうした傾向が四国四県全体の派遣社会教育主事の数にも表れていると考えられる(図2)。図1と図2を見比べると、特に香川県の派遣社会教育主事数が減少する時期と、センターで実施する社会教育主事講習の受講者数が減少する時期とが概ね重なっていることがわかる。

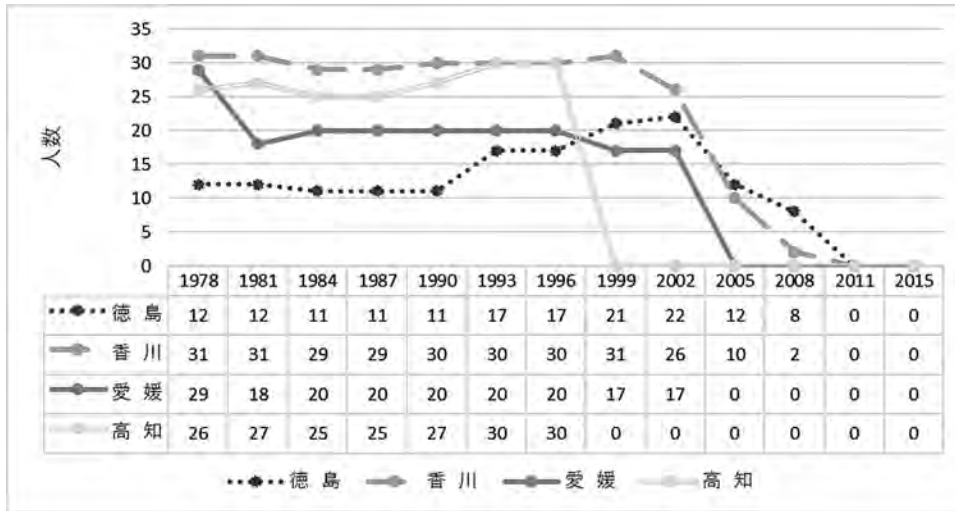


図2：派遣社会教育主事数の推移（四国四県別）

(文部省及び文部科学省「社会教育調査」1978年度から2015年度までの結果を参考に筆者作成)

二点目の香川県内における市町村合併の動きとしては、2002年末から2006年末までの間に市町村数は43市町から17市町まで減少した(減少率60.5%)<sup>6)</sup>。これによって香川県内自治体職員からの受講者数は大きく減少することが予想され、2011年度には定員を半数以上引き下げた計画となった。

こうした全体的な受講者数の減少傾向は、全国の教育委員会事務局における社会教育関係職員数<sup>7)</sup>の減少傾向及び教育委員会数の減少傾向とも共通する動向である。当センターが設置される前年の1978年までさかのぼって社会教育調査の結果とその推移を見てみると、1999年以降の社会教育関係職員数と教育委員会数の減少傾向は明らかである(図3)。

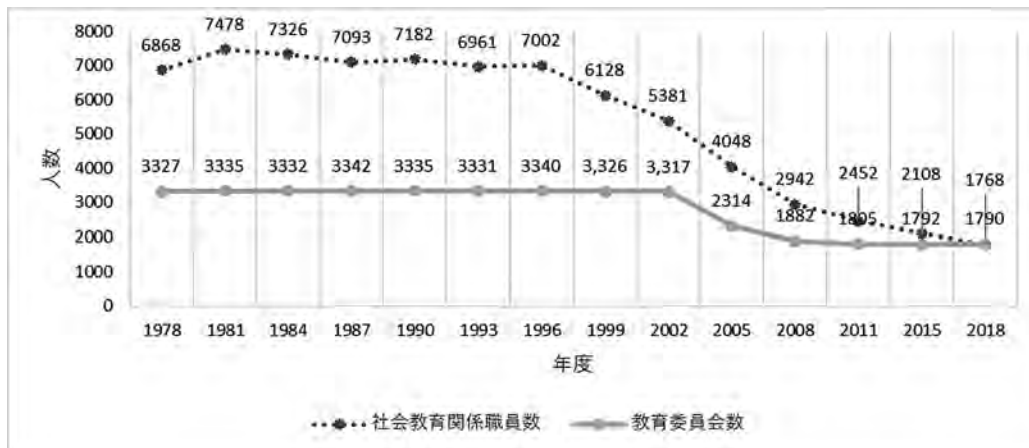


図3：社会教育関係職員数と教育委員会数の推移（全国）

(文部省及び文部科学省「社会教育調査」1978年度から2018年度までの結果を参考に筆者作成)

他方で、社会教育主事資格の取得後に自治体行政内部で異動するなどして首長部局に配置されている資格保持者の存在を加味すれば、社会教育について学習した経験のある行政職員数は一定数に上ると考えられ、その成果は決して看過できないものともいえる。

次に、センターにおける社会教育主事講習の受講者の人数と所属について整理したものが図4-1、4-2である<sup>8)</sup>。

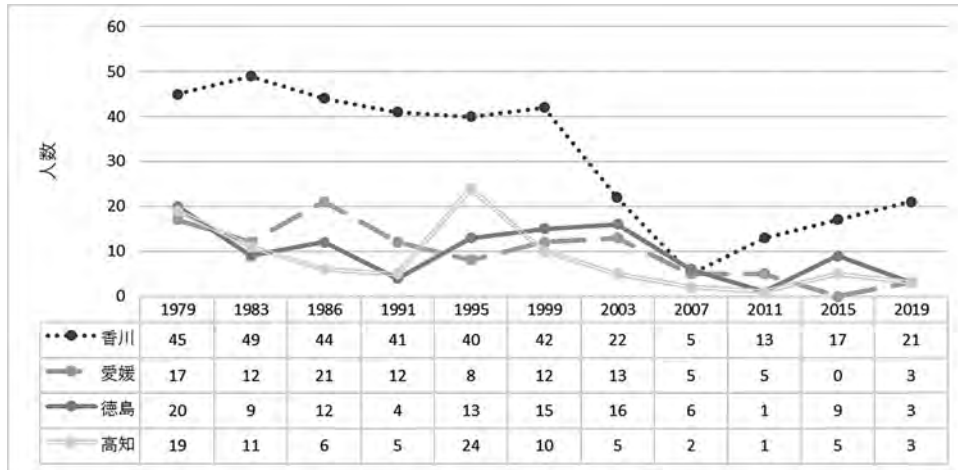


図4-1：センターにおける社会教育主事講習の受講者数（県別）  
 (香川大学が開催した社会教育主事講習の受講者名簿等を参考に筆者作成)

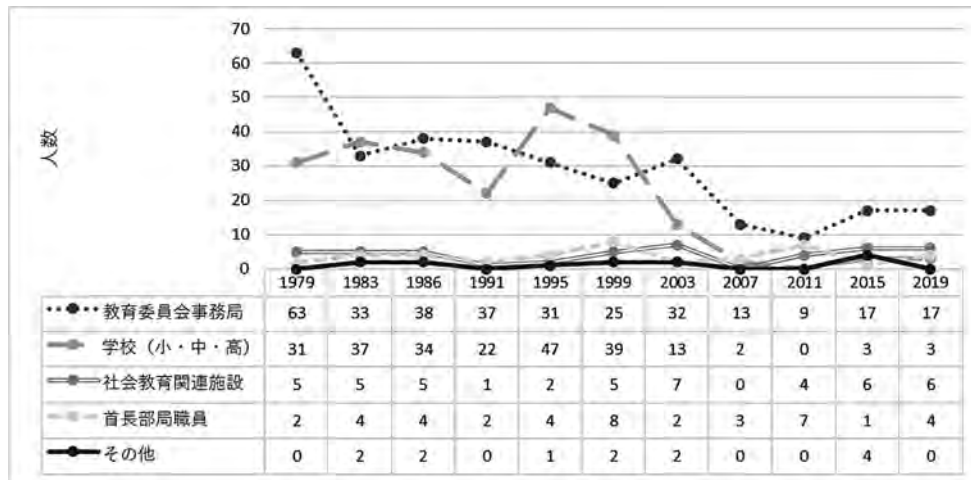


図4-2：センターにおける社会教育主事講習の受講者数（所属別）  
 (香川大学が開催した社会教育主事講習の受講者名簿等を参考に筆者作成)

まず、図4-1は四国四県別に社会教育主事講習の受講者数の推移を整理したものである。2007年度を除くすべての年度で、香川県内からの受講者が最も多い。社会教育主事講習の開催地が輪番制で各県に移る体制があることで、受講者は地元で開講されるタイミングに受講していると推測される。愛媛県、徳島県、高知県からの受講者数の推移については、年度ごとに波があり、目立った傾向は見られない。

次に、図4-2では、所属別に社会教育主事講習の受講者数の推移を整理した。センターが初めて社会教育主事講習を実施した1979年度については、都道府県及び市町村教育委員会の職員が受講者の大半を占め、次いで教員の受講が多かった。香川大学における社会教育主事講習の主な受講者は、教育委員会の職員と学校教員との二者によって構成されており、この構成比は2003年度の講習まで続く<sup>9)</sup>。基本的には、



派遣社会教育主事には学校教員が充てられていたため、派遣社会教育主事制度の財源が一般財源に組み込まれた後の2003年度からは学校教員の受講者数が大きく減少し、首長部局の行政職員や公民館等の社会教育関連施設に所属する受講者の構成比が相対的に増えている。

## II. 社会教育主事資格と公民館／コミュニティセンター

社会教育主事講習が果たした役割を検討するうえで、受講者の所属の違いを念頭にすることは重要な観点であるといえる。なかでも、社会教育主事講習の受講者の所属の推移のなかで、センターの開設当初から社会教育関連施設の職員の受講者が一定数あった点に注目したい。基本的に、社会教育関連施設の職員には社会教育主事としての発令がないため、社会教育主事講習のもつ意味や役割は、教育委員会職員や学校教員のそれとは異なってくる。こうした見方の根拠の一つには、上杉孝實が「社会教育主事資格保持者を公民館主事として配置することと社会教育主事に公民館主事を兼務させることは本来異なる」<sup>10)</sup>と述べているように、社会教育主事としての発令の有無によって、同じ公民館という職場であっても職務のあり方は異なると推測できるからである。上杉は「社会教育事業は、教育の自由を重視するところから社会教育施設等教育機関や団体が行うもので、社会教育行政は施設の設置等その他条件整備にあたるものである」<sup>11)</sup>として、「教育の自由」という観点から社会教育施設等と社会教育行政との職務の違いを明確に示している。ただし、「実際には、教育委員会が直接事業を行うことも少なくなく、社会教育主事が事業担当者となる結果をもたらしている」<sup>12)</sup>ともしており、見た目上の違いは見えづらくなっている状況も指摘されている。

近年では、社会教育主事以外の立場で、多様な形態での雇用による社会教育（関連）職員の増加が指摘されており、制度的に研修機会が保障されているわけではない社会教育関連施設等に勤務する職員の専門性をめぐる論考が蓄積されつつある<sup>13)</sup>。こうした立場の職員の専門性に関して最も大きな問題となっていることについて高橋満は、「専門性、使命、価値について職員たちの間に共通理解や確信がないということ」<sup>14)</sup>を挙げている。この点について高松市を例に考えてみると、コミュニティセンターの職員らも同様の課題を抱えていると考えられる。高松市では、おおむね各小学校区に組織されたコミュニティ協議会が指定管理者となっており、コミュニティセンターを管理する体制をとっている<sup>15)</sup>。こうしたなか高松市教育委員会では、高松市内のコミュニティセンター職員を対象に「生涯学習コーディネーター養成講座」を開催しており、職員のスキルアップと交流を図っている。この講座のなかで実際に見られた意見には、コミュニティ協議会のビジョンが不明確で自分たちの取り組みに確信が持てないことに対する不安や、コミュニティセンターで企画する講座の内容が「生涯学習」として適しているかどうか判断ができないなどといった趣旨のものがああり、先述の高橋満の指摘と合致するところがあるといえる。

こうした実態からみても、社会教育関連施設の職員にとっての学びの機会の拡充は、重要な意味を持っているといえるが、高松市のコミュニティセンター職員の研修に関する公的な規定はなされておらず、なかには所属する地区のコミュニティ協議会からの許可がない限り、研修機会を得ることが難しいという職員もいる。その理由の一つには、コミュニティセンターの職員は、住民の社会教育・生涯学習の講座や事業等の実施等に関する業務だけでなく、高松市との委託契約に関する庶務等にも大きな役割を背負っており、コミュニティ協議会の意向によっては社会教育・生涯学習に関する業務や専門性が必ずしも優先されるわけではないようだ。

一般的な社会教育主事の研修機会についていえば、1959年の社会教育法改正以降に拡充されはじめ、1971年には国立社会教育研修所（現在の国立教育政策研究所社会教育実践研究センター）が設置されるな

ど、社会教育主事講習のための研修の機会も整備されてきた。これに対して公民館職員の養成・研修は、一方では社会教育主事との関連で論じられることの必要性が指摘されつつも、他方では、それによって公民館職員固有の養成と研修についての探求を鈍くしたという指摘がある<sup>16)</sup>。公民館職員の養成と研修についてでさえ、その探求が十分になされていないなかで、社会教育に関連する多様な雇用形態の職員の研修機会をどのように保障していくのか。国内各地の先進的な取り組み事例などの検討・探求が求められている<sup>17)</sup>。

なお、センターで行った2019年度四国地区社会教育主事講習の受講者を対象としたアンケートの結果には、コミュニティセンター職員にとっての社会教育主事講習の意義や成果が若干述べられていた。詳細には引用しないが、社会教育主事として発令されることがない職場ではあるが、学習内容は仕事にも活かせるものが多かったという意見や、学んだことは仕事に役立っており、仕事に対する向かい方も以前とは違うものになったという意見があることから、すでに社会教育の現場に携わっている受講者にとっては、社会教育主事資格の取得に加えて、研修の機会としても一定の意義があったと考えられる。

社会教育主事としての発令がない、社会教育主事資格保持者の意見を肯定的に捉えることができる一方で、その専門性に見合った立場や職務内容、待遇などに必ずしも結び付いていないという意味で、資格を活用することが必ずしもできていない状況は、資格のあり方そのものを再検討させる問題として受け止める必要がある。

### Ⅲ. 社会教育主事資格の活用

社会教育主事の養成について検討するうえで最も重要な視点の一つに、資格を活用する場や方法を広げていくことが挙げられる。社会教育主事養成のなかで学ぶ内容は、公民館やコミュニティセンターといった社会教育の現場に限らず、教育に関する現場に広く活用することができる。以下では、社会教育主事資格の活用事例を3つ紹介し、それぞれの制度の運用実態から学ぶべき知見を整理する。

#### (1) 栃木県「地域連携教員」<sup>18)</sup>

栃木県では、社会教育主事資格を持つ教員の効果的活用を図るため、生涯学習課の所管で2014年4月から「地域連携教員」の制度が発足した。この制度が導入されたことで、社会教育主事資格を持つ教員が地域連携教員として発令を受け、地域連携業務が校務分掌として位置づけられるようになり、栃木県下のすべての公立学校の経営の基軸の一つとして地域連携が据えられる事となった。

地域連携教員は、地域連携に関する学校の窓口として、①学校と地域が連携した取組の総合調整に関すること、②学校と地域が連携した取組の連絡調整や情報収集に関すること、③学校と地域が連携した取組の充実に関すること、これら3つの職務にあたる。原則として、指名を受けるのは社会教育主事資格を持った教員とされているが、実際は地域連携教員として発令された623名のうち、社会教育主事資格を持つ教員が発令されたのは51.7%とされている。

地域連携に関して重要な役割を果たしてきた教頭の職務と、地域連携教員の職務との違いとして、教頭は学校・家庭・地域の連携に関する全体総括的なものであるのに対して、地域連携教員は個別の具体的な事業の推進者と位置付けられている。地域連携教員の活動は、地域連携教員が単独で行うのではなく、地域連携係との協力をもって展開するという体制がとられつつある。また、栃木県教育委員会の作成する活動の手引きや事例集、年3回の研修、モデル事業の指定などの支援環境も整備されている。

今後の学校教育の現場において、地域社会との連携・協働がますます重要となってくるなか、発令され

ずにいた社会教育主事という資格と専門性に目をつけ活用している先進事例の一つといえる。

## (2) 仙台市「嘱託社会教育主事制度」<sup>19)</sup>

宮城県仙台市では、仙台市立の学校に勤務し社会教育主事資格を有する教員に対して、嘱託社会教育主事として委嘱する制度が1971年に発足した。2018年度現在で、小学校156名、中学校31名、中等教育学校4名の計195名が委嘱を受けている。嘱託社会教育主事の職務は、①所属校における地域連携業務や地域連携業務を担当する教員の支援、②教育委員会が主催する生涯学習事業及び社会教育事業への協力、③市民センターにおける青少年の地域活動及び社会参加に係る事業への指導及び援助、④地域における社会教育関係団体の育成及び援助、⑤前各号に掲げるもののほか、生涯学習又は社会教育の振興に寄与する業務であって教育長が定める活動への協力、の5項目がある<sup>20)</sup>。その活動は、学校支援地域本部との連絡・調整、学区内の諸施設・団体との連携、地域行事への参加など多岐にわたっているほか、制度発足時から続く「仙台市嘱託社会教育主事研究協議会」の活動を通じて、社会教育に関する調査研究及び事業を行っている。

本制度を運用するうえでの大きなポイントとなるのが、教員の社会教育主事講習の受講を支援している点と、その後の充実した研修体制を用意している点である。学校長の推薦と教育委員会の選考を通じて選ばれた教員は、東北大学か国立教育政策研究所社会教育実践研究センターでの講習を無料で受けることができる。社会教育主事講習の受講に際しては、事前・事後研修会も行われ、さらに嘱託社会教育主事の資質能力向上を図る研修会が年4回行われるなど、非常に充実した養成プログラムとなっている。

仙台市の事例においては、大学等が行う社会教育主事講習は、いわば入口のような位置づけにあり、社会教育主事講習での資格取得をきっかけに、地域連携業務を推進する存在として成長していく環境が整えられていることがわかる。社会教育主事講習の受講や社会教育主事養成課程の修了という資格取得段階のハードルをいかに下げることと、継続的な支援体制の充実が大きなポイントとなっている。自治体と養成機関とが一緒になって制度設計を行っていくことの重要性がうかがえる。

## (3) 山口県「やまぐち型地域連携教育」

山口県の公立学校教員採用候補者選考試験の実施要項には、選考にあたって六つの「考慮事項」が示されている。そのなかには、複数の免許状を所有している場合や司書教諭資格を所有する場合、英語資格所有者、スポーツ実績資格所有者、芸術実績資格所有者などと並んで、社会教育主事講習修了者・社会教育主事課程修了者が明記されている<sup>21)</sup>。この背景には、山口県が派遣社会教育主事制度を継続して実施していることと、「やまぐち型地域連携教育」の取り組みによるところが大きいと考えられる。「やまぐち型地域連携教育」については、その核としてコミュニティ・スクールが位置づけられ、山口県内すべての市町立小・中学校へと導入されることで、「コミュニティ・スクールを核とした地域のネットワークの強化による人づくりと地域づくりの好循環の創出」<sup>22)</sup>が図られている。

コミュニティ・スクールの推進における学校教育と社会教育との連携・協働の必要性や、社会教育主事資格保持者の教員を地域連携担当に位置付けるなどといった方策に関しては、2015年の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」においても明示されている。これに対して山口県の場合は、教員採用試験の「考慮事項」の観点の一つに社会教育主事講習修了者・社会教育主事課程修了者を含めているというところに特徴がある。

香川県においてもコミュニティ・スクールの導入が今後ますます拡大していくことを踏まえると、今の



学校教員にこそ求められる能力を養成する機会としても社会教育主事の養成を考えることができる事例であると考えられる。

## おわりに

本稿では、香川大学大学教育開放センター（現地域連携・生涯学習センター）の開設以来実施してきた社会教育主事講習の受講者の推移を整理し、センターが四国四県における社会教育主事養成機関として担ってきた役割を検討してきた。

前半では、派遣社会教育主事制度や市町村合併などの動きとの関連のもとで社会教育主事講習の受講者数が増減してきた経緯が明らかになった。特に、学校教員による講習の受講については、香川県の場合、派遣社会教育主事制度との関連性が強いことが指摘された。同時に、社会教育関連施設職員による受講の比率が相対的に高まってきている状況が明らかになった。香川県では、従来の公民館制度が機能している自治体もあれば、高松市や丸亀市などのように、公民館の所管部局が教育委員会から首長部局へと移行するなかで公民館がコミュニティセンターへと移行していたり、市の直営から指定管理者制度に基づく運営形態へと移行したりしている自治体もある。こうした変化を踏まえると、香川大学における社会教育主事講習は、一方で社会教育行政関係者と公民館関係者を軸にしながらも、他方でコミュニティ行政に関わる首長部局職員やコミュニティセンターを管理運営する民間事業者の学習機会としても考えていくことが必要となってくると考えられる。後半では、今日の社会教育主事資格の活用事例などの検討を通じて、学校現場においても社会教育主事の専門性が活用されていることがわかった。センターの社会教育主事講習の学校教員の受講者数は減少傾向にあったが、近年の教育改革の柱の一つである「地域とともにある学校」づくりの動向からすると、その有用性は高まっていると考えられる。

いずれの場合においても、社会教育主事講習を実質化していく際の重要な視点の一つには、現職者が社会教育に関するリカレント教育の機会を享受するための環境整備を、周囲の関係機関がどの程度進められるかという点が挙げられる。例えば、受講者の所属機関については、「有給教育訓練休暇」のような職員の自発的な能力開発を支援する諸制度を就業規則等に明記し、機会保障に努めることや、社会教育主事（社会教育士）という資格・称号の専門性を活かす制度づくりなどが課題となってくる。また、大学等の実施機関については、社会教育主事講習等の学修プログラムの設計段階から、いかに職員・職場への身体的・経済的負担感を軽減させながら、講習を実質化していくのかを検討していくことが肝要となる。

香川大学では、来年度から新しく始まる社会教育主事養成制度への対応策として、新たに追加された「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」の2科目を受講し、過去に取得した単位と合わせることで「社会教育士」の称号を得ることができるようプログラムの実施が計画されている。主な対象として想定されるのは、過去に社会教育主事講習を受講し修了した、あるいは社会教育主事養成課程を修了した社会教育主事資格の保持者である。開講の日程は、各回の間一定期間を設けて中長期的に受講することができるよう設計しており、受講者本人と職場に対する負担を減らし、かつ受講者同士が社会教育士のネットワークを形成できるような機会を創出していく計画である。

香川大学の地域連携・生涯学習センターは、その名称を変えながらも開設から40年以上の年月を経てきた歴史と経緯がある。大学の知を地域社会へ還元するという従来のミッションを軸にしつつ、社会教育という特定の領域においても、社会教育主事講習の実施や学内での社会教育主事養成課程科目の担当など、重要な役割を果たし貢献してきた。これらの蓄積は、地域社会への貢献という側面だけではなく、地域社会からの期待と信頼をうけてセンターそのものが育てられてきたという側面をも示すものでもある。社会



の変化や大学内部の変革に應えつつも、地域を構成する組織の一員としての位置づけを忘れずに、今後のセンターとしての役割を見定めていく必要がある。

#### (参考文献)

- 香川大学『香川大学地域連携・生涯学習センター研究報告』第21号、2016年3月。
- 香川大学生涯学習教育研究センター『三十年のあゆみ』2008年。
- 日本公民館学会編『公民館コミュニティ施設ハンドブック』エイデル研究所、2006年。
- 日本社会教育学会編『社会教育職員養成と研修の新たな展望』東洋館出版社、2018年。
- 日本社会教育学会編『地域を支える人々の学習支援—社会教育課連職員の役割と力量形成—』東洋館出版社、2015年。
- 高橋満『コミュニティワークの教育的実践 教育と福祉とを結ぶ』東信堂、2013年。

#### (注)

- 1) 文部科学省「資料2 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令案の概要と留意事項」<<https://www.mext.go.jp/a-menu/shougai/gakugei/1399077.htm>> (最終閲覧日2020年1月31日)、p.3。
- 2) 清國祐二「社会教育主事講習のあり方に関する実証研究」香川大学『香川大学地域連携・生涯学習センター研究報告』第21号、2016年3月、pp.31-38。
- 3) 香川大学生涯学習教育研究センター『三十年のあゆみ』(2008年、p.33)と過去の社会教育主事講習に関する事務局資料等を参考に筆者が算出。
- 4) 人口1万人未満の町村においては猶予が設けられている。
- 5) 一般に派遣社会教育主事とは、1974年度から1997年度までの国庫補助制度のもと、都道府県が市町村の求めに応じて教育委員会へ派遣した社会教育主事の職務・名称のことをさす。学校教員の管理職にあたる人事の社会教育側の受け口としての側面があり、社会教育主事講習の実施に際しては、その受講者数を大きく左右した制度と見ることもできる。一方で、原理・原則の視点から制度的な課題が指摘されているが、他方で派遣社会教育主事に従事した職員の質的な側面や、当該地域における他者との関係性という側面からの検討をつうじて、地域の社会教育の特色理解の手立てとしても検討されている(農中至「鹿児島県における派遣社会教育主事研究の活性化に向けた基礎的検討」鹿児島大学『かごしま生涯学習研究:大学と地域』2017年3月、pp.121-132)。
- 6) 総務省HP「市町村合併資料集」<<https://www.soumu.go.jp/gapei/gapei.html>> (最終閲覧日2020年1月31日)。
- 7) ここでいう社会教育関係職員数とは、教育委員会事務局に所属する専任の社会教育主事・派遣社会教育主事・社会教育主事補、兼任の社会教育主事・社会教育主事補、非常勤の社会教育主事・社会教育主事補を合算した数を指す。
- 8) 四国四県以外からの受講者を除いて算出している。
- 9) 社会教育主事講習における教員身分の受講者が大きく減少したことについて、浅野秀重は派遣社会教育主事制度の廃止を直接的な契機として掲げている(浅野秀重「社会教育職員養成における社会教育主事講習の現状と課題」日本社会教育学会『社会教育職員養成と研修の新たな展望』東洋館出版社、2018年、pp.118-130)。香川県の場合は、2020年1月現在も香川県規則集上には「香川県社会教育主事派遣に関する規則」(改正、2004年3月29日教育委員会規則第7号)が明記されているものの、その実態としては2008年に2名の派遣社会教育主事が確認されるのみで、2011年以降の統計では0名となっていることをふまえると、香川県においても前述の研究結果とおおむね同様の現象が起きていると解釈できる(文部科学省「社会教育調査」参照)。
- 10) 上杉孝實「社会教育主事の特性と養成・研修の課題」日本社会教育学会『社会教育職員養成と研修の新たな展望』東洋館出版社、2018年、p.100。

- 11) 同上。
- 12) 社会教育主事の専門性については、教育の幅広い領域を扱うため、技術的な向上のほかに人間性追求の観点が強いと指摘される。近年では、医師などの技術志向の専門職でも、患者の尊厳と権利が重視され、人間性や社会、自然についての豊かな見識を持つことが求められており、社会教育主事の専門性にもこのような教養が中核的位置を占めるとされる（上杉孝實「社会教育主事の特性と養成・研修の課題」日本社会教育学会『社会教育職員養成と研修の新たな展望』東洋館出版社、2018年、p.101）。
- 13) 高木悠子「公と民の間で『文化センター職員』として育つ—指定管理者職員が『社会教育職員』になるために」『月刊社会教育』国土社、2019年5月号、pp.41-45。藤田美佳・佐野万里子「奈良市生涯学習財団における公民館職員の専門性の向上をめざした研修編成のプロセス」日本社会教育学会『社会教育職員養成と研修の新たな展望』東洋館出版社、2018年、pp.52-65。
- 14) 高橋満『コミュニティワークの教育的実践 教育と福祉とを結ぶ』東信堂、2013年、p.133。
- 15) 高松市では、地域コミュニティ改革の一つとして、既存の公民館をコミュニティセンターへと移行させることが2003年12月の高松市議会において決議され、2006年までにほぼすべての地区公民館が移行し、2013年3月末には全ての地区公民館が閉館した（「公民館についてのお知らせ」高松市公式ホームページ、< [http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/shougai\\_gakushu/kominkan.html](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/shougai_gakushu/kominkan.html) > 最終閲覧日2020年1月31日）。なお、高松市の公民館のコミュニティセンター化について考察をした論考として、以下のものが詳しい（溝渕雅子「高松市の公民館のコミュニティセンター化」『月刊社会教育』国土社、2007年5月号、pp.73-77。渡邊安男・崎浜聡・渡邊友明「公民館からコミュニティセンターにかわってからの諸課題—香川県高松市内における事例研究」香川大学教育学部『香川大学教育学部研究報告第I部』131巻、2009年、pp.51-64）。
- 16) 上田幸夫「公民館職員と社会教育主事—その養成・研修の位相」日本公民館学会編『公民館コミュニティ施設ハンドブック』エイデル研究所、2006年、p.150。
- 17) 石川県や福井県、岡山県等のように、県独自で公民館職員の研修を実施する事例も報告されており、社会教育主事の養成とは区別された公民館職員の学習機会が整備されつつあることが注目される。
- 18) 廣瀬隆人「地域連携教員—栃木県教育委員会の取り組み—」日本社会教育学会編『地域を支える人々の学習支援—社会教育課連職員の役割と力量形成—』東洋館出版社、2015年、pp.75-78。
- 19) 加藤良樹「現職教員が学校と地域社会をつなぐ『嘱託社会教育主事制度』」『月刊社会教育』国土社、2019年5月号、pp.27-33。
- 20) 仙台市嘱託社会教育主事設置要綱 第3条より。
- 21) 山口県教育委員会「令和2年度（2020年度）山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項」p.11。
- 22) 山口県「やまぐち型地域連携教育・Webページ」  
< <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50900/cs01/cs01.html> >最終閲覧日2020年1月31日。